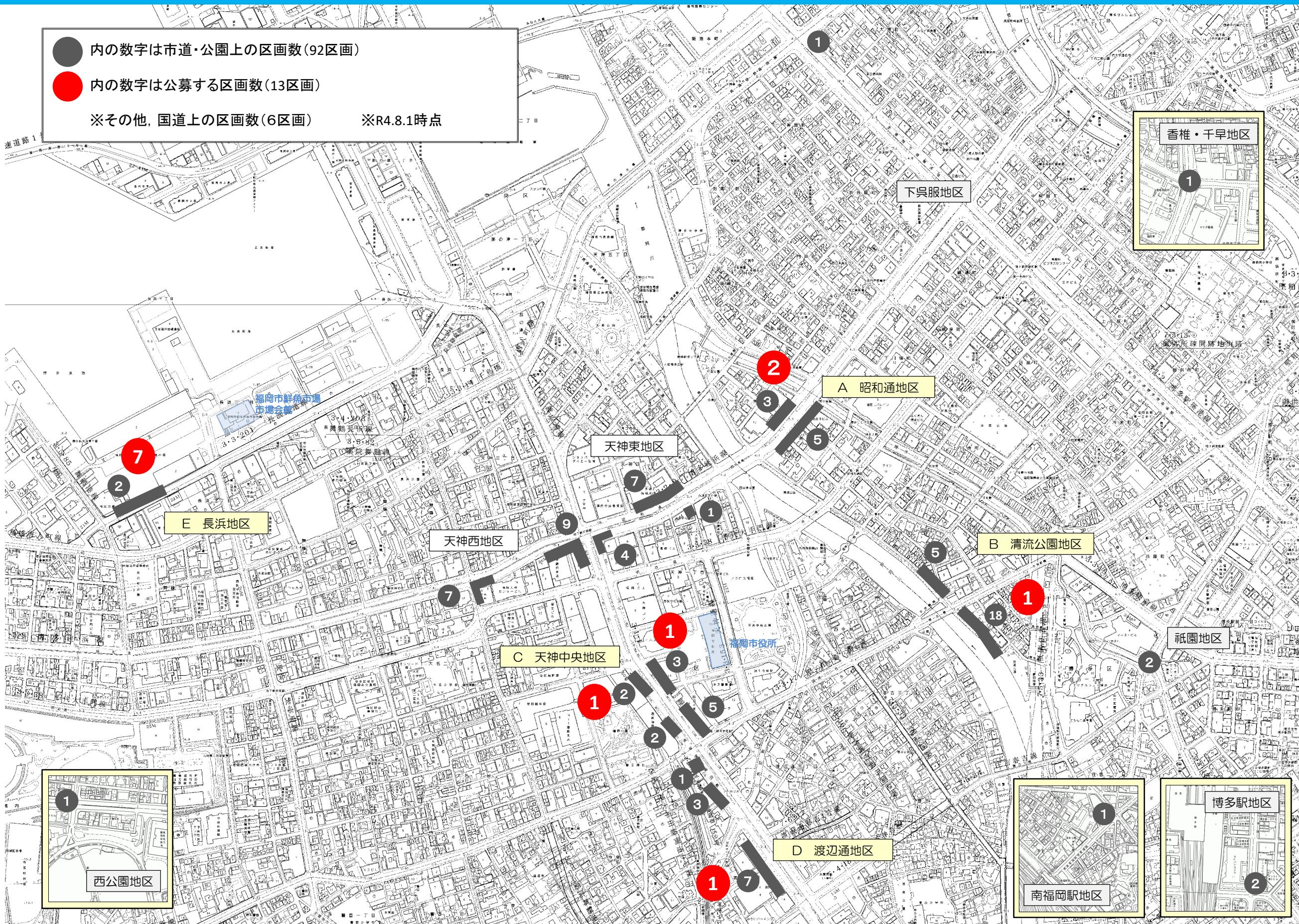


# 募集区画 (全体図)

● 内の数字は市道・公園上の区画数 (92区画)  
● 内の数字は公募する区画数 (13区画)  
※その他, 国道上の区画数 (6区画) ※R4.8.1時点



香椎・千早地区  
1

下呉服地区

A 昭南通地区

天神東地区

E 長浜地区

天神西地区

B 清流公園地区

C 天神中央地区

祇園地区

1  
西公園地区

D 渡辺通地区

1  
南福岡駅地区

2  
博多駅地区

## A 昭和通地区



## B 清流公園地区



③ については、器材の設置範囲に関して留意事項があります（別図3参照）  
 ※清流公園では、清掃やごみ出しを周囲の屋台が共同で行うなど独自の取組があります。詳しくは博多移動飲食業組合（090-3605-3591）へお尋ねください。

## C 天神中央地区



⑤ については、器材の設置範囲に関して留意事項があります（別図3参照）

## D 渡辺通地区



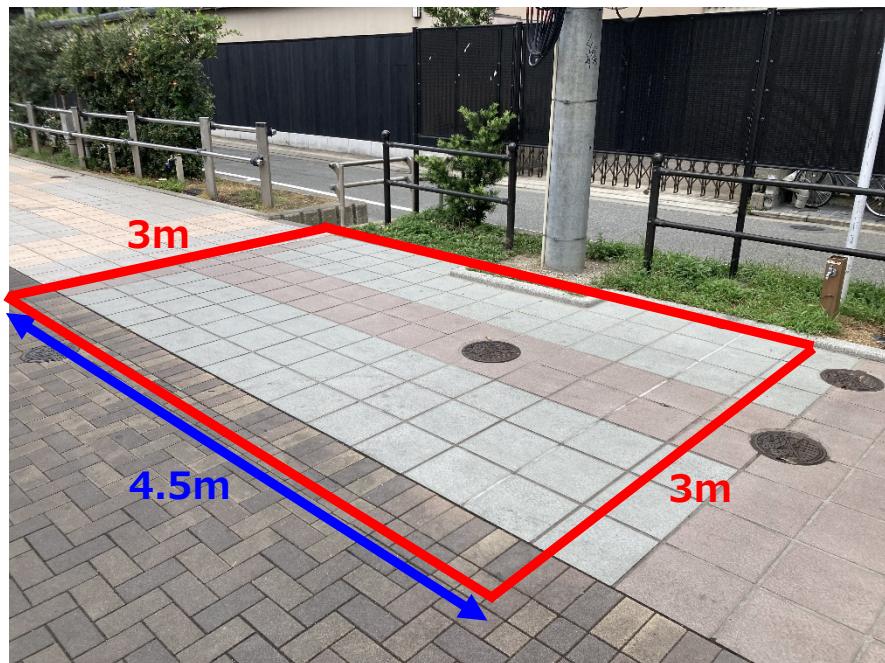
## E-① 長浜地区(個人) E-② 長浜地区(グループ)



⑦ については、器材の設置範囲に関して留意事項があります（別図3参照）

- 現在屋台が営業している区画 ※R4.8.1時点
- 募集区画（計13区画）

## 清流公園地区 ③ の留意事項



間口 5 m が確保できていません (4.50m)  
 ※奥行は 3 m 確保されています

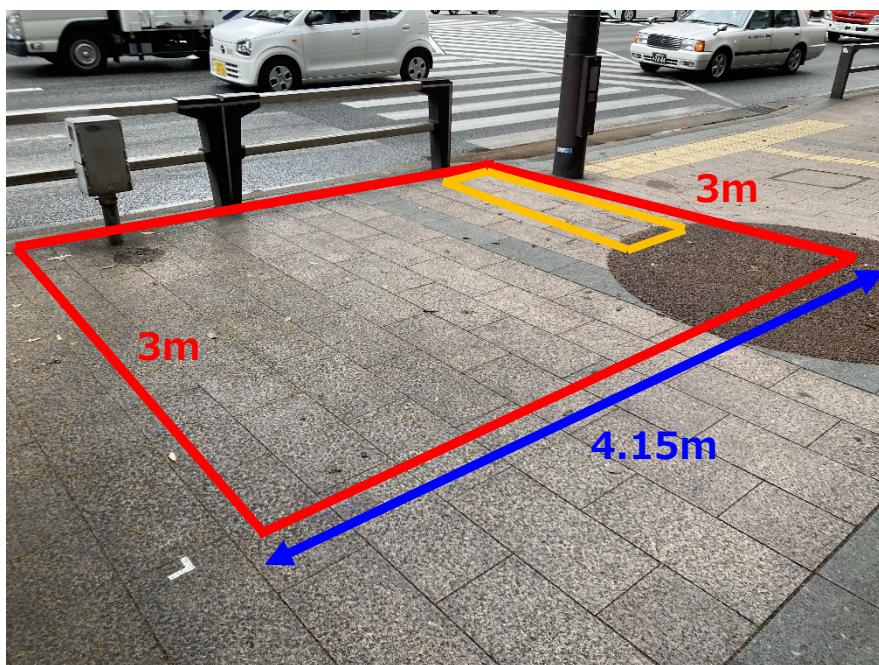
※屋台の規格は、客席、調理場及び器材置場並びに囲いを含めて、間口 3 m 以内、奥行 2.5 m 以内にしなければなりません。屋台の規格内に置くことが困難な器材は、屋台の規格を含む間口 5 m、奥行 3 m の範囲内に、歩行者等の邪魔にならないように置くことができます。

※しかし、歩行者用の空間確保、点字ブロックからの距離の確保などの理由で、**間口 5 m や奥行 3 m が確保できない募集区画が 3 区画あります。**

※募集区画をイメージしやすいように、写真に枠などを記載していますが、縮尺等を正確に再現したものではありません。目安としてご覧ください。

※1次審査通過後に、営業希望地区（希望順位）を正式に確認します。留意事項がある募集区画での営業をご希望の方は、その時まで**に現地を確認していただくことをお勧めします。**

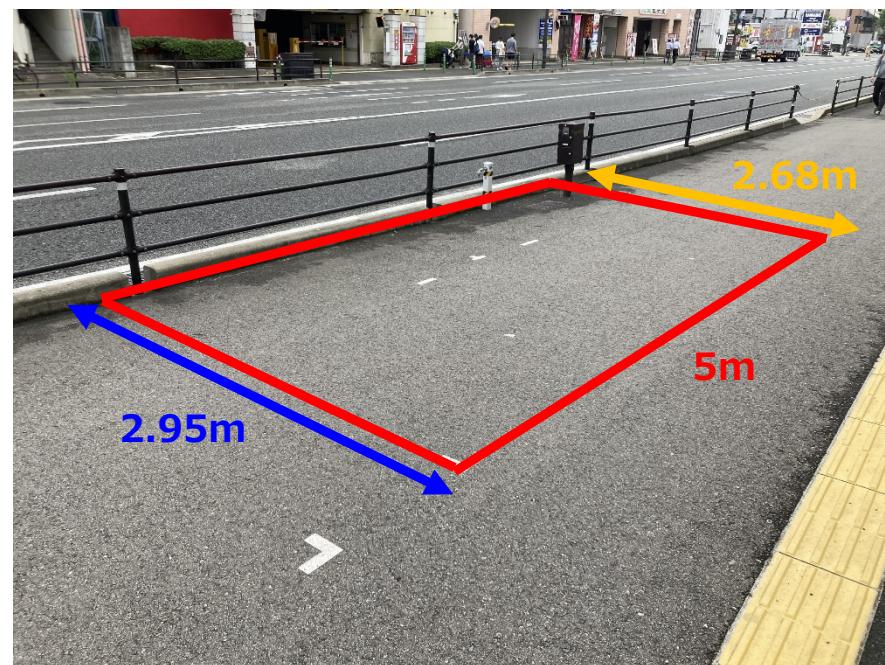
## 天神中央地区 ⑤ の留意事項



間口 5 m が確保できていません (4.15m)  
 ※奥行は 3 m 確保されています

傾斜があります（過去の営業者はベニヤ板等を敷いて段差を解消）

## 長浜地区 ⑦ の留意事項



奥行 3 m が確保できていません (2.95m)

奥行 3 m が確保できていません (2.68m)

※間口は 5 m 確保されています